

熊本県森林経営計画制度実施要領

(総則)

第1条 この要領は、森林経営計画の認定等に係る事務の実施に関し、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「政令」という。）、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「規則」という。）、森林法施行規則の規定に基づき申請書等の様式を定める件（昭和37年農林省告示第851号）、森林経営計画制度運営要領（平成24年3月26日付け23林整計第230号林野庁長官通知。以下「運営要領」という。）、山林所得に係る森林計画特別控除の適用について（昭和52年11月28日付け52林野計第453号林野庁長官通知）及びその他関係法令・通知に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(援助の種類)

第2条 法第191条第1項及び第2項の規定に基づく森林経営計画作成のための援助（以下「援助」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 森林簿、森林計画図、その他森林経営計画作成に必要な資料の提供。
- (2) 森林の経営の受託又は委託に必要な情報の提供、助言又は斡旋。
- (3) 森林経営計画作成に必要な指導。
- (4) その他特に必要な事項。

(援助の申込み)

第3条 森林所有者等（法第10条の7に定める森林所有者等をいう。以下同じ。）は、森林経営計画の作成に当たって前条の援助を受けようとするときは、森林経営計画作成援助申込書（別記第1号様式。以下「申込書」という。）を、森林経営計画の対象とする森林（以下「対象森林」という。）の所在地を管轄する市町村の長又は知事に提出するものとする。

2 前項において、知事の援助を受けようとする場合の申込書の提出先は、対象森林の所在地を管轄する広域本部長（ただし、上益城地域振興局（熊本市及び宇城地域振興局管内を含む）、阿蘇地域振興局及び球磨地域振興局においては、地域振興局長。以下「広域本部長等」という。）とし、対象森林が二以上の広域本部（ただし、上益城地域振興局（熊本市及び宇城地域振興局管内を含む）、阿蘇地域振興局及び球磨地域振興局においては、地域振興局。以下「広域本部等」という。）の管轄する区域にまたがるときは、いずれか一の広域本部長等とする。

(援助の開始)

第4条 市町村長、広域本部長等は、申込書の提出があったときは、内容を確認し、森林経営計画援助記録簿（別記第2号様式）に記載のうえ、次の各号に掲げる処理を行うものとする。

- (1) 対象森林の全てが一の市町村の区域内にあるときは、当該市町村において援助を開始する。
- (2) 対象森林が一の広域本部等の管轄する複数の市町村の区域にまたがるときは、当該広域本部等において援助を開始する。
- (3) 対象森林が二以上の広域本部等の管轄する区域にまたがるときに、申込書の提出を受けた広域本部長等は、当該広域本部等の管轄する区域内の対象森林に係る援助を開始するとともに、申込書を農林水産部長に進達する。
- (4) 農林水産部長は、前号の進達があったときは、当該広域本部等以外の関係広域本部長等に対し援助をするよう通知する。
- (5) 市町村長は、援助を開始するに当たり、要請された援助の内容が当該市町村で処理できない場合は、速やかに所管の広域本部長等に援助に係る協力の依頼を行う（参考様式）。
- (6) 広域本部長等は、援助を開始するに当たり、要請された援助の内容が当該広域本部等において処理できない場合は、速やかに農林水産部長に進達する。

（増進計画を含む計画の事前協議等）

第5条 森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号。以下「増進法」という。）第6条第1項に定める森林保健機能増進計画（以下「増進計画」という。）を含む森林経営計画の認定の請求をしようとする者は、次条の規定に準じて事前協議を行うものとする。

- 2 市町村長は、前項の協議があったときは、当該協議に係る増進計画の対象とする森林について現地調査を行うとともに、当該協議に係る森林経営計画案の内容を審査し、不備又は不足がないことを確認したうえ、当該協議に係る書類の写しに意見書（別記第3号様式）を添えて所管の広域本部長等に提出するものとする。
- 3 広域本部長等は、第1項の協議又は第2項の意見書の提出（以下この項において「協議等」という。）があったときは、当該協議等に係る増進計画の対象とする森林について現地調査を行うとともに、当該協議等に係る森林経営計画案の内容を審査し、不備又は不足がないことを確認したうえ、当該協議等に係る書類の写しに意見書（別記第3号様式）を添えて農林水産部長に副申するものとする。
- 4 農林水産部長は、第1項の協議があったときは、当該協議に係る増進計画の対象とする森林の所在地を所管する広域本部長等に照会するとともに、当該協議に係る森林経営計画案の内容について審査及び関係部局との調整を行うものとする。
- 5 広域本部長等は、前項の照会を受けたときは、第3項の規定に準じて調査等を行い、意見書を添えて農林水産部長に回答するものとする。
- 6 農林水産部長は、増進計画の審査に当たっては、森林経営の実施の確実性、保全施設の設置の先行、安全施設や衛生施設の適切な設置、森林保健施設の整備の確実性等について審査の対象とするとともに、森林保健機能増進計画調書（別記第4号様式）

第8項において「調書」という。)を作成するものとする。

この場合、森林整備課、林業振興課及び森林保全課が相互に密接な連携を図り、厳正な審査を行うものとする。

7 市町村長が、増進法第6条第4項の規定に基づく知事の同意を求めるときに提出する様式は、別記第5号様式によるものとする。

8 増進法第6条第4項の規定に基づき市町村長が知事の同意を求めた場合において、知事が同意するに当たっては、第2項から第6項までの規定に基づく意見書及び調書により判断するものとする。

(認定請求)

第6条 法第11条第1項、法第12条第1項及び第2項の規定による森林経営計画の認定(変更認定)の請求をしようとする者(以下「認定請求者」という。)が、当該認定の請求(以下「認定請求」という。)をするときは、次の各号に従って規則第34条第1項に定める認定請求書(別記第6号様式)及び森林経営計画書(以下「認定請求書」という。)を提出するものとする。

- (1) 対象森林の全てが一の市町村の区域内にあるときは、当該市町村長に提出する。
- (2) 対象森林が一の広域本部等の管轄する複数の市町村の区域にまたがるときは、当該広域本部長等に提出する。
- (3) 対象森林が二以上の広域本部等の管轄する区域にまたがるときは、農林水産部長に提出する。
- (4) 対象森林が、二以上の県にまたがるときは、林野庁長官に提出する。

(認定請求の取扱い)

第7条 広域本部長等及び農林水産部長は、前条第2号及び第3号の認定請求があったときは、運営要領Iの2に定める必要書類等の確認及び指導を完了した後、次の各号に従って取り扱うものとする。

- (1) 広域本部長等は、前条第2号の認定請求があったときは、別記第7号様式により速やかに法第19条第3項に基づく関係市町村長の意見聴取を行うとともに、対象森林の調査及び認定請求書の審査を行う。
- (2) 広域本部長等は、前条第3号の認定請求があったときは、速やかに認定請求書を農林水産部長に進達するとともに、当該広域本部等の管轄する区域内の対象森林について調査を行い、その結果を農林水産部長に報告する。
- (3) 農林水産部長は、前条第3号の認定請求又は前号の進達があったときは、別記第7号様式により速やかに法第19条第3項に基づく関係市町村長の意見聴取を行うとともに、関係広域本部長等(前号の進達に係るものについては、進達した広域本部等以外の関係広域本部長等)に対し当該広域本部等の管轄する区域内の対象森林についての調査を依頼する。

(4) 前項の依頼を受けた広域本部長等は、当該広域本部等の管轄する区域内の対象森林について調査を行い、その結果を農林水産部長に報告する。

(5) 農林水産部長は、前条第3号の認定請求に係る森林経営計画の認定に当たっては、第2号から前号までの調査結果及び関係市町村長の意見を基に認定請求書の審査を行う。

2 農林水産部長は、前条第4号の認定請求に関し、農林水産大臣から当該認定請求に係る森林経営計画についての調査依頼があったときは、前項第3号の規定に準じて対象森林に係る調査を行い、その結果を農林水産大臣に報告するものとする。

(認定)

第8条 法第11条第5項(法第12条第3項及び法第19条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定に基づき森林経営計画の認定又は変更認定(以下「認定」という。)をした場合における認定請求者への通知については別記第8号様式によるものとする。

2 広域本部長等及び農林水産部長は、運営要領Iの9の(8)に定める森林経営計画認定簿(別記第9号様式。以下「認定簿」という。)を整備し、次の各号により必要な処理を行うものとする。

(1) 広域本部長等は、当該広域本部等における知事の認定に係る森林経営計画(以下「広域本部等認定計画」という。)の履歴を記載するとともに、法第19条第4項に基づき別記第10号様式-1及び別記第10号様式-2により、関係市町村長及び農林水産部長に認定書の写しを添えて通知又は報告する。

また、第6条第3号又は第4号の認定請求に係る森林経営計画の認定について農林水産部長から次号による通知を受けたときは、当該認定に係る森林経営計画の履歴を記載する。

(2) 農林水産部長は、知事の認定に係る森林経営計画(広域本部等における認定分を除く。以下「本庁認定計画」という。)の履歴を記載するとともに、法第19条第4項の規定に基づく農林水産大臣からの通知を受けたときは、当該農林水産大臣の認定に係る森林経営計画(以下「大臣認定計画」という。)の履歴を記載する。

また、本庁認定計画の認定について、法19条第4項に基づき別記第10号様式-3により、関係市町村長及び関係広域本部長等に認定書の写しを添えて通知する。

(伐採等の届出)

第9条 森林経営計画の認定を受けた森林所有者等(以下「認定森林所有者等」という。)が法第15条の規定に基づき提出する伐採等の届出書(以下「伐採等届」という。)は、別記第11号様式によるものとし、第6条の規定に準じて提出するものとする。

2 広域本部長等は、広域本部等認定計画に係る伐採等届を受理したときは、その内容について調査し、調査結果その他必要な事項を森林経営計画実行簿(別記第12号様

式。以下「実行簿」という。)に記入するとともに、関係市町村長に当該伐採等届の写しを送付するものとする。

ただし、広域本部長等が実施する調査においては、県、市町村の補助事業等を通じて事業を実施し検査がされたものについては、認定森林所有者等が保有する検査調書等を確認することで同項の調査を行ったものとみなすことができる。

- 3 農林水産部長は、本庁認定計画に係る伐採等届を受領したとき又は前項の進達があったときは、関係広域本部長等（前項の進達に係るものについては、進達した広域本部等以外の関係広域本部長等）に対し当該広域本部等の管轄する区域内の対象森林に係る届出の内容についての調査を依頼するものとする。

ただし、農林水産部長が依頼する調査においては、県、市町村の補助事業等を通じて事業を実施し検査がされたものについては、認定森林所有者等が保有する検査調書等を確認することで同項の調査を行ったものとみなすことができる。

4 広域本部長等は、前項の依頼を受けたときは、当該広域本部等の管轄する区域内の対象森林に係る届出の内容について調査を行い、その結果を農林水産部長に報告するものとする。

- 5 農林水産部長は、第3項から前項までの報告及び調査に基づき、調査結果その他必要な事項を実行簿に記入するものとする。

- 6 農林水産部長は、農林水産大臣から大臣認定計画に係る伐採等届の内容についての調査依頼があったときは、第4項の規定に準じて調査を行い、その結果を農林水産大臣に報告するものとする。

- 7 増進計画を含む森林経営計画の認定森林所有者等は、当該森林経営計画に従って森林保健施設を整備する場合、市町村長に、森林保健施設ごとにその整備を開始する日までに着手届（別記第13号様式）を提出するとともに、当該森林保健施設の整備が完了したときは、速やかに完了届（別記第14号様式）を提出しなければならない。

- 8 前項の認定森林所有者等は、（別記第15号様式）により、森林保健施設の維持運営の状況について毎年度ごとに市町村長に報告しなければならない。

（計画内容と実行状況の把握）

第10条 広域本部長等及び農林水産部長は、それぞれ広域本部等認定計画及び本庁認定計画について、毎年3月末日現在で計画内容と実行状況の検討を行い、計画と実行の間に相違が認められるときは、当該認定森林所有者等に対し計画遂行の毎年5月末日までに指導を行うものとする。

ただし、計画期間が最終年度の場合は、計画期間が満了する月から3カ月前に計画内容と実行状況の検討を行い、計画と実行の相違が認められるときは遅滞なく指導を行うものとする。

(義務的変更の通知)

第 11 条 法第 13 条 (法 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) に規定する森林経営計画を変更すべき旨の通知は、別記第 16 号様式によるものとする。

2 農林水産部長は、本庁認定計画について知事が前項の通知をしたときは、関係広域本部長等に当該通知書の写しを添えて通知するものとする。

(認定の取消し)

第 12 条 法第 16 条 (法 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) の規定に基づき森林経営計画の認定を取消した場合における認定森林所有者等への通知は、別記第 17 号様式によるものとする。

2 広域本部長等及び農林水産部長は、森林経営計画の認定の取消しについて、次の各号により必要な処理を行うものとする。

(1) 広域本部長等は、広域本部等認定計画の認定を取消したときは、その旨を認定簿に記載するとともに、法第 19 条第 4 項に基づき別記第 18 号様式-1 及び別記第 18 号様式-2 により、関係市町村長及び農林水産部長に認定の取消通知書の写しを添えて通知又は報告する。

また、本庁認定計画又は大臣認定計画の認定の取消しについて農林水産部長から通知を受けたときは、その旨を認定簿に記載する。

(2) 農林水産部長は、本庁認定計画の認定を取消したとき及び法第 19 条第 4 項の規定に基づく農林水産大臣からの通知を受けたときは、その旨を認定簿に記載する。

また、本庁認定計画の認定を取消した際は、法第 19 条第 4 項に基づき別記第 18 号様式-3 により、関係市町村長及び広域本部長等に取消通知書の写しを添えて通知する。

(3) 広域本部長等及び農林水産部長は、認定の取消しに係る森林経営計画の認定森林所有者等が租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号。以下「措置法」という。) の規定による森林計画特別控除制度及び計画伐採に係る相続税の延納等の特例制度等の適用を受けていた場合は、森林経営計画認定取消通知書 (別記第 19 号様式) により関係税務署長へ通知する。

(森林経営計画に関する証明等)

第 13 条 認定森林所有者等は、措置法の規定による森林計画特別控除制度及び計画伐採に係る相続税の延納等の特例制度等の適用を受けようとするときは、次の各号に従い、第 6 条の規定に準じて必要な書類を提出するものとする。

(1) 措置法第 30 条の 2 の規定に基づく山林所得に係る森林計画特別控除の適用を受けようとするときは、立木の伐採又は譲渡をした年の翌年 1 月末日までに、立木の伐採 (譲渡) 証明申請書 (別記第 20 号様式) を 2 部提出する。

(2) 前号の申請が立木の譲渡に係るものであり、伐採計画による伐採時期が譲渡した年の翌年又は翌々年中となっているものであって、その伐採時期が到来していないため、前号の申請に係る証明の時に立木が伐採されていない場合は、当該伐採計画による伐採後、その伐採時期の属する年の翌年1月末日までに、立木の伐採確認申請書（別記第21号様式）を2部提出する。

(3) 計画伐採に係る相続税の延納等について措置法第70条の8の2の適用を受けている認定森林所有者等が、継続して森林経営計画の認定を請求するときは、当該認定請求時に税務署長への通知に係る依頼書（別記第22号様式）を添付する。

(4) 措置法第69条の5の規定に基づく特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例を受けようとするときは、特定森林経営計画対象山林に係るものにあつては別記第23号様式を、特定受贈森林経営計画対象山林に係るものにあつては別記第24号様式及び別記第25号様式を、それぞれの場合において2部提出する。

2 地域振興局長及び農林水産部長は、前項各号の書類（以下「申請書等」という。）の提出を受けたときは、次の各号により証明等を行うものとする。

(1) 前項第1号、第2号及び第4号の申請書等を受理したときは、速やかに当該申請書等に係る森林経営計画及び伐採等届との照合を行い、その内容に相違ないと認めるとき及び関係法令・通知等に定める要件を満たしていると認めるときは、これを証明し、提出のあつた申請書等のうち1部を当該申請書等を提出した者に送付する。

(2) 前項第2号の申請書等を受理したときは、森林経営計画認定通知書（別記第26号様式）により関係税務署長に通知する。

（包括承継の届出）

第14条 規則第45条に規定する届出書（別記第27号様式）の提出については、第6条の規定を準用する。

附則 この要領は平成24年4月2日から施行する。

附則 この要領は平成25年6月18日から施行する。

附則 この要領は平成26年4月1日から施行する。

附則 この要領は令和3年4月1日から施行する。

(別記第 1 号様式)

森林経営計画作成援助申込書

年 月 日

市町村長 様
(熊本県知事 様)

申込者住所

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
氏 名

森林法第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき森林経営計画を作成したいので、次のとおり援助くださるよう申し込みます。

1 援助の内容

- (1) 森林簿、森林計画図、その他森林経営計画作成に必要な資料の提供。
- (2) 森林の経営の受託又は委託に必要な情報の提供、助言又は斡旋。
- (3) 森林経営計画作成に必要な指導。
- (4) その他特に必要な事項。

2 森林の所在

市町村名	林班	小班	大字	字	地番	面積 ha	摘要

注意事項

実測図、森林簿等の資料を有する場合には、その写しを添付すること。
また、森林の位置が確認できる図面を添付すること。

(参考様式)

第 号
年 月 日

熊本県知事 様
(広域本部経由)

市 町 村 長

森林経営計画作成援助の協力について (依頼)

このことについて、別添写しのとおり援助申込みがありましたので、御協力
いただきますようお願いいたします。

(別記第3号様式)

事前協議に伴う意見書

1	申請者の住所	
2	申請者の氏名	
3	対象森林の所在場所	
4	対象森林の面積	
5	森林経営計画の対象とする森林の位置	
6	森林経営計画の対象とする森林の面積	
7	森林経営計画の始期	
8	森林経営計画の終期	
9	森林保健施設整備に着手する年度	
10	森林保健施設整備の完了する年度	

1	森林経営計画の審査結果について
2	書類の不備、不足について
3	他部局が所管している区域との関係について
4	当該市町村長の意見
5	国有林野との関係

- (注) 1 対象森林の所在場所は、住所及び林小班で記載する。
2 森林経営計画の対象とする森林の位置は、市町村名と林小班で記載する。

(別記第4号様式)

森林保健機能増進計画調書

地区森林計画区名	
整理番号	

1 対象森林の状況

		森林の所在場所			
森所有者	権利の種類				
	住所・氏名				
	所有形態(比率)				
面積	保健機能森林面積(全体)			ha	
	対象森林面積			ha	
森林の現況	気象	年平均降水量	mm		
		気温等	平均℃、最高℃、最低℃		
		季節風			
	地況	標高	平均 m、最高 m、最低 m		
		地質			
		土壌			
		傾斜	平均°・最大°・最小°		
	林況	災害のおそれのある箇所等			
		林相(人工林・天然林別)			
		主要樹種及び混合歩合			
		林齢			
		生育状況			
上層木の期待平均樹高					
社会的経済的条件	周村係辺と市の町関	周辺市町村名			
		人口	千人		
		距離	km		
		交通手段及び時間			
	周辺の土地利用状況				
	周辺の関連施設				
	市町村及び地域住民の意向				
評価		適・不適			
区域の保健機能	保安指況 健林定保の状	指定区域			
		指定年月日(予定も含む)			
		指定施業要件			
	機能分類(地域森林計画)				
	景観				
	河川・湖沼等				
	史跡等				
	森林の魅力度				
評価		適・不適			
保以林況 健外の保の指 安保定 林安状	保安林の種類				
	指定区域				
	指定年月日(予定も含む)				
	指定施業要件				
治山事業等					

2. 計画内容

計 画 が 有 効 か つ 適 切	森林の経営方法		適	・	否		
	施設の整備形態		適	・	否		
	施業と施設の連携		適	・	否		
	防災施設その他の施設の設置等	工事中の防 災対策	施設の有無	有	・	無	
			施設の設置目的				
			方 法	水の処理			
				土砂流出防止			
		その他					
		工事後の防 災対策	施設の有無	有	・	無	
			施設の設置目的				
			方 法	水の処理			
				土砂流出防止			
		その他					
	利用者の安全対策		適	・	否		
	飲料水、衛生施設の設置		有	・	無		
山火事防止等防火対策		適	・	否			
管理施設等							
計 画 が 実 施 的	事業についての許 認可等	許認可等の要否 関係法令名	要	・	否		
	賃 金	関 係					
	信 用	状 況					
	技 術	の 保 有					
	実施上の阻害要因						
評 価		適	・	不適			
森 林 施 業 の 区 域 を 除 く	皆 伐 施 業	皆伐可能面積			ha		
		総面積			ha		
		一箇所の最大面積			ha		
		他 の 最 大 箇 所 と 距 離	建築面積が 500㎡以上の施設			m	
			上記以外の施設 及び他の皆伐箇所			m	
			対象森林の境界			m	
	跡地更新の方法						
	そ の 他 の 施 業 の 概 要	主伐（皆伐以外）					
		跡地更新の方法					
		間伐					
保育その他							
評 価		適	・	不適			
比 率	森林保健 施設の 面積	非植生状態利用			ha		
		植生状態利用			ha		
		計			ha		
	対象森林に占める比率						
	省令により算定される比率						
評 価		適	・	不適			
位 置	災害のおそれのある区域等の有無		有	・	無		
	傾斜度	非植生状態利用の最大値					
		植生状態利用の最大値					
	評 価		適	・	不適		
	樹冠	非植生状態利用	最大		ha		

規	面的小規模分散施設を除外	区域面積	疎密度 0.3 未満	植生 状態 利用	15°以上 25°未満	最大				ha	
					15°未満	最大				ha	
			樹冠 疎密度 0.3 以上	非植生状態利用			最大				ha
				植生 状態 利用	15°以上 25°未満	最大				ha	
			15°未満		最大				ha		
			建建築物面積	樹冠疎密度 0.3未満で 非植生 状態利用	一建築物の 建築面積			最大			
		区域内 合計面積			最大				m ²		
		上記以外の 区域内合計面積			最大				m ²		
		模	区域内に小規模建築物を複数分散して建築する場合 (森林保健施設ごとに記入する。)	施設 の 名 称							
				区 域 面 積			ha	ha	ha	ha	ha
伐 採 面 積				ha	ha	ha	ha	ha			
区 域 内 伐 採 率											
一 建 築 物 の 最 大 建 築 面 積				m ²	m ²	m ²	m ²	m ²			
遊歩道等の 最大幅	傾 斜 1 5 ° 未 満							m			
	傾 斜 1 5 ° 以 上 2 5 ° 未 満							m			
	傾 斜 2 5 ° 以 上							m			
評 価			適 ・ 不適								
配 置	施設間の 最小距離		建築面積 0.05ha以上の施設							m	
		上 記 以 外 の 施 設							m		
	対 象 森 林 の 境 界 と の 最 小 距 離							m			
	評 価			適 ・ 不適							
構 造	建築物の高 さ(樹種の 区分ごとに 記載)	主 要 樹 種									
		上 層 木 の 期 待 平 均 樹 高			m	m	m	m			
		周 辺 樹 種 に 対 応 す る 建 築 物 の 高 さ の 最 大 値			m	m	m	m			
	盛土・切土	盛 土 高 ・ 切 土 高			最大				m		
法 面 の 緑 化 、 崩 壊 防 止											
造	舗装等により林地を被覆をする箇所の 透水性・排水性等についての配慮事項										
	評 価			適 ・ 不適							
その他特記すべき事項											
評 価			適 ・ 不適								

(別記第5号様式)

森林保健機能増進計画をその全部（一部）とする
森林経営計画の認定について

年 月 日

熊本県知事 様

市町村長

下記の森林経営計画について適当である旨の認定をしたいので、森林の保健機能の増進に関する特別措置法第6条第4項の規定により同意を求めます。

請求者氏名	認定請求年月日

注) 計画書の写し及び森林保健機能増進計画調書を添付する。

(別記第 6 号様式)

森林経営計画認定請求書

[森林経営計画変更認定請求書]

年 月 日

市町村長 様
(熊本県知事 様)

住 所
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
氏 名

別紙の森林経営計画書に下記の書類を添えて森林法第 11 条第 1 項の規定による認定の請求をします。

[別紙の変更後の森林経営計画書に下記の書類を添えて森林法第 12 条第 1 項 (第 12 条第 2 項) の規定による認定の請求をします。]

記

- 1 森林経営計画の対象とする森林の所在、当該森林の施業及び保護を実施するために必要な作業路網その他の施設の整備の状況並びに当該森林のうち、主伐としてその立木を伐採するものの区域を表示した図面。
- 2 森林経営計画の対象とする森林につき森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が当該森林経営計画を作成した場合にあつては、その者が森林の経営の委託を受けた者であることを証する書面。
- 3 森林経営計画の対象とする森林の施業及び保護を実施するために必要な作業路網その他の施設の整備につき、森林の土地の所有者の同意があつたことを証する書面。

注意事項

- 1 記の 2 及び 3 の書類は、該当しない場合はその添付を要しない。
- 2 []内は、変更認定請求の場合に使用し、本文における当該適用条項以外の条項は削除する。

(別記第 7 号様式)

第 号
年 月 日

市町村長 様

熊本県知事

森林経営計画認定に係る意見について（照会）

このことについて、森林法第 19 条第 3 項の規定に基づき、下記のものから認定請求のあった森林経営計画について、貴職の意見を求めます。

なお、意見については、平成 年 月 日までに回答いただきますようお願いいたします。

記

- 1 認定請求者の住所
- 2 認定請求者の氏名

(別記第 8 号様式)

森林経営計画認定書

認定番号

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

市町村長
(熊本県知事)

平成 年 月 日に認定請求のあった森林経営計画については、森林法施行規則(昭和 26 年農林省令第 54 号)第 33 条第 号に掲げる場合に該当し、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 11 条第 5 項(及び同法第 19 条第 1 項)の規定に基づき、これを適当であると認定します。

(注) 1 認定番号は認定年度における通し番号とし、広域本部等略称等と当該年度を附して県央広 26-1 のように記載する。

広域本部及び振興局名		略称	広域本部及び振興局名		略称
県央広域本部	→	県央広	阿蘇地域振興局	→	県阿
県北広域本部	→	県北広	球磨地域振興局	→	県球
県南広域本部	→	県南広	県庁	→	県
天草広域本部	→	天草広			

- 市町村長が認定権者となる場合は、本文の「(森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 19 条第 1 項の規定に基づき、)」を削除する。
- 変更の場合にあたっては、表題の次に(変更)と記載するとともに、本文の「認定請求」の前に「変更」を追記する。
- 変更後の認定番号については、当該森林経営計画の変更回数(累計)と、変更年度を(注)1の認定番号の次に()付きで記載する。
例：県央広 26-3 (変 1-27)・・・当初は H26 に県央広域本部の 3 番目の認定。
H27 に 1 回目の変更認定。

(別記第9号様式)

森林経営計画認定簿

森林所有者又は 森林所有者から 森林の経営の委 託を受けた者	計画の 種 類	計画期間	当初認定		変更認定			
					第1回		第2回	
			認定請求 年月日	認定年月日・ 番号	変更認定 請求年月日	変更認定年月 日・番号	変更認定 請求年月日	変更認定年月 日・番号

(記載注意事項)

- 1 共同して作成された森林経営計画の場合は、「森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者」に（共同）と記載し、併せて当該森林経営計画の認定を受けた森林所有者等の氏名を記載する。
- 2 森林保健機能増進計画を全部又は一部とする森林経営計画については、「計画の種類」に（保健）と記載する。
- 3 第3回以降の変更認定にあつては、必要に応じ様式を追加して記載する。

(別記第 10 号様式－ 1)

【本庁認定計画分、広域本部等認定計画分】

第 号
年 月 日

市町村長 様

熊本県知事

森林経営計画認定について（通知）

平成 年 月 日付け 第 号で御意見をいただいた下記のものに係る森林経営計画について、森林法第 11 条第 5 項の規定に基づき認定をしたので、森林法第 19 条第 4 項の規定に基づき通知します。

記

- 1 認定者の住所
- 2 認定者の氏名

(別記第 10 号様式－ 2

【広域本部等認定計画分】

第 号
年 月 日

農林水産部長 様

広域本部長
(地域振興局長)

森林経営計画認定について (報告)

下記のものに係る森林経営計画について、森林法第 11 条第 5 項の規定に基づき認定をしたので報告します。

記

- 1 認定者の住所
- 2 認定者の氏名

【本庁認定計画分】

第 号
年 月 日

広域本部長 様
(地域振興局長)

農林水産部長

森林経営計画認定について (通知)

下記のものに係る森林経営計画について、森林法第 11 条第 5 項の規定に基づき認定をしたので通知します。

記

- 1 認定者の住所
- 2 認定者の氏名

(別記第 11 号様式)

森林経営計画に係る伐採等の届出書

年 月 日

市町村長 様
(熊本県知事 様)

申込者住所
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
氏 名

認定番号第 号をもって認定された森林経営計画の対象となる森林につき下記のとおり伐採（造林、譲渡、作業路網の設置）をしたので、森林法第 15 条の規定により届け出ます。

記

所在場所				伐採					造林					譲渡				作業路網の設置			備考		
都道府県	市郡・町村	字(大字)	地番	時期	主間伐別	伐採面積	樹種	伐採立木材積	時期	造林方法	植栽本数	造林面積	時期	伐採の時期	伐採面積	樹種	林齢	伐採立木材積	時期	路線名		設置延長	
						(ha)		(m ³)			(本)	(ha)			(ha)			(m ³)			(m)		

注意事項

- 2以上の都道府県にわたるものにあつては、都道府県ごとに別葉とすること。
- 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 材積は、立法メートルを単位とし、小数第1位を四捨五入すること。

(別記第 12 号様式)

森林経営計画実行簿

(広域本部)

森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者名 (認定番号)	計画期間	自 年 月 日 至 年 月 日
--	------	--------------------

伐採可能材積 (m ³)	間伐の下限面積 (ha)
--------------------------	--------------

施業種類	時期	計画内容	実施状況	届出月日	不遵守の概要と指導の状況
伐採立木材積 (m ³)	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	計				—
間伐面積 (ha)					
造林面積 (ha)	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	計				—
うち植栽 (ha)	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	計				—
(摘要)					

(記載注意事項)

- 1 計画内容は、変更認定の都度訂正を行う。
- 2 「伐採可能材積」には、規則付録第 3 の算式により算出される材積を記載する。
- 3 「間伐の下限面積」には、規則付録第 2 の算式により算出される面積を記載する。
- 4 実施状況は、1 年分をまとめて記載する。
- 5 不遵守の概要と指導の状況については、計画どおり実行されなかった箇所概要、それに対する指導の状況等を記載する。(必要に応じて別葉とする。)
- 6 「摘要」には、必要に応じて規則第 38 条第 9 号の規定に基づく伐採材積の調整状況について記載するほか、計画の実行を確保する上で特記すべき事項を記載する。

(別記第 13 号様式)

森林保健施設整備着手届

年 月 日

市町村長 様
(熊本県知事 様)

住 所
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

認定番号第 号を持って認定を受けた森林経営計画に基づき、下記の森林保健施設の整備に着手するので届け出ます。

なお、立木の伐採及び整備する森林保健施設の面積等については、認定を受けた森林経営計画の内容と相違はありません。

記

1 整備する森林保健施設

施設番号	森林保健施設名	所在場所			着手予定年月日	完了予定年月日
		市町村(郡)	字(大字)	地番		

2 備考

注意事項

- 1 保全施設(政令第1条第1号から第4号までに掲げる施設の保全上必要な施設)について記載すること。
- 2 備考には、計画している森林保全施設のうち、着手届を提出していない森林保健施設についての今後の予定を記載すること。
- 3 森林保健施設の整備についての行政庁の許可等の処分を必要とする場合は、当該処分に係る申請の状況を記載した書類(既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類)を添付すること。

(別記第 14 号様式)

森林保健施設整備完了届

年 月 日

市町村長 様
(熊本県知事 様)

住 所
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

認定番号第 号を持って認定を受けた森林経営計画に基づき、下記の森林保健施設の整備が完了したので届け出ます。

記

1 整備が完了した森林保健施設

施設番号	森林保健施設名	所在場所			着手予定年月日	完了予定年月日
		市町村(郡)	字(大字)	地番		

2 備考

注意事項

- 保全施設(政令第1条第1号から第4号までに掲げる施設の保全上必要な施設)について記載すること。
- 備考には、着手届を提出した森林保全施設のうち、完了届を提出していない森林保健施設についての整備の進捗状況、整備が完了する時期の見込み等を記載すること。

(別記第 15 号様式)

森林保健施設の維持運営状況報告書

年 月 日

市町村長 様
(熊本県知事 様)

住 所
氏 名 法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

認定番号第 号を持って認定を受けた森林経営計画に基づき整備した森林保健施設の維持運営の状況について下記のとおり報告します。

記

1 認定経営計画

認定申請者氏名	
計 画 期 間	

2 森林保健施設

施設 番号	森林保健 施設名	所 在 場 所				着手予定 年 月 日	完了予定 年 月 日
		市町村	大字	字	地番		

3 維持運営

	平成 年度 維持運営の状況
(1) 運営主体	
(2) 運営方法	
(3) 防火体制	
(4) その他	

(別記第 16 号様式)

森林経営計画の変更に関する通知書

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

市町村長
(熊本県知事)

認定番号第 号をもって認定した森林経営計画が下記のとおり森林法第 11 条第 5 項第 号「又は森林の保健機能の増進に関する特別措置法第 6 条第 3 項第 号」に掲げる要件に適合しなくなったので、同法第 13 条の規定により森林経営計画を変更するよう通知します。

記

該当条項	理由	備考

(注) 理由欄には、森林法第 11 条第 5 項「又は森林の保健機能の増進に関する特別措置法第 6 条第 3 項」の要件に適合しなくなった内容につき具体的に記入すること。

※ 「 」は、森林保健機能増進計画に関する場合に適用する。

(別記第 17 号様式)

森林経営計画認定の取消通知書

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

市町村長
(熊本県知事)

認定番号第 号をもって認定した森林経営計画について、下記により認定の取消をしたので通知します。

記

該当条項	理 由	備 考

- (注) 1 理由欄には、その取消理由を具体的に記入すること。
- 2 「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、この通知があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、処分庁に対して異議申立てをすることができる。
- また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この処分があったことを知った日から 6 か月以内に、処分庁を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、処分があったことを知った日から 6 か月以内であっても処分の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。」旨を記載すること。

(別記第 18 号様式－ 1)

【本庁認定計画分、広域本部等認定計画分】

第 号
年 月 日

市町村長 様

熊本県知事

森林経営計画認定取消について（通知）

下記のものに係る森林経営計画について、森林法第 16 条の規定に基づき認定の取消しをしたので、森林法第 19 条第 4 項の規定に基づき通知します。

記

- 1 認定取消者の住所
- 2 認定取消者の氏名

(別記第 18 号様式－ 2)

【広域本部等認定計画分】

第 号
年 月 日

農林水産部長 様

広域本部長
(地域振興局長)

森林経営計画認定取消について (報告)

下記のものに係る森林経営計画について、森林法第 16 条の規定に基づき認定の取消しをしたので報告します。

記

- 1 認定取消者の住所
- 2 認定取消者の氏名

(別記第 18 号様式－ 3)

【本庁認定計画分】

第 号
年 月 日

広域本部長 様
(地域振興局長)

農林水産部長

森林経営計画認定取消について (通知)

下記のものに係る森林経営計画について、森林法第 16 条の規定に基づき認定の取消しをしたので通知します。

記

- 1 認定取消者の住所
- 2 認定取消者の氏名

(別記第 19 号様式)

森林経営計画認定取消通知書

第 号
年 月 日

税務署長 様

市町村長
(熊本県知事)

認定番号第 号をもって認定した下記のものに係る森林経営計画について、森林法第 16 条の規定に基づき平成 年 月 日に認定の取消をしたので、租税特別措置法施行令第 19 条の 7 第 3 項の規定に基づき通知します。

記

- 1 認定森林所有者の氏名
- 2 認定森林所有者の住所

(別記第 20 号様式)

立木の伐採（譲渡）証明申請書

年 月 日

市町村長 様
(熊本県知事 様)

住所
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

租税特別措置法第 30 条の 2 の規定に基づく山林所得に係る森林計画特別控除の適用を受けたいので、下記の立木の伐採（譲渡）が同法第 30 条の 2 第 1 項に規定する森林経営計画に基づいていることを証明願います。（なお、譲渡契約が森林経営計画の伐採計画に基づいて伐採が行われることを内容とするものであり、かつ、その伐採計画による伐採時期が到来していないために伐採されていない立木については、その伐採計画による伐採後、伐採時期の属する年の翌年の 1 月末日までに、立木の伐採確認申請書を提出します。）

記

所在場所			伐 採					譲 渡 契 約 内 容					備 考	
市町村(郡)	字 (大字)	地番	伐採時期	伐採面積 (ha)	樹種	樹齡 (年)	伐採立木材積 (m ³)	譲渡時期	譲渡契約における伐採の時期	伐採の面積 (ha)	樹種	樹齡 (年)		伐採立木材積 (m ³)

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

市町村長
(熊本県知事)

- (注) 1 譲渡に係る立木について、譲渡契約の内容を譲渡契約内容欄に記載し、そのうち伐採された立木について、更に、伐採欄にも記載すること。
- 2 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第 2 位にとどめ、第 3 位を四捨五入すること。
- 3 材積は、立方メートルを単位とし、小数第 1 位を四捨五入すること。
- 4 備考欄には、所轄税務署の名称及び所在地、立木の譲渡証明申請書証明年月日、並びに認定申告書提出年月日を記載すること。
- 5 この申請書は、伐採時期の属する年の翌年 1 月末日までに提出すること。

(別記第 21 号様式)

立木の伐採確認申請書

年 月 日

市町村長 様
(熊本県知事 様)

住所
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

租税特別措置法第 30 条の 2 の規定に基づく山林所得に係る森林計画特別控除の適用を受けた下記の譲渡に係る立木の伐採が同法 30 条の 2 第 1 項に規定する森林経営計画に基づいていることを確認願います。

記

所在場所			伐 採					譲 渡 契 約 内 容					備 考	
市町村(郡)	字(大字)	地番	伐採時期	伐採面積 (ha)	樹種	樹齢 (年)	伐採立木材積 (m ³)	譲渡時期	譲渡契約における伐採の時期	伐採の面積 (ha)	樹種	樹齢 (年)		伐採立木材積 (m ³)

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

(熊本県知事

市町村長)

- (注) 1 譲渡に係る立木について、譲渡契約の内容を譲渡契約内容欄に記載し、そのうち伐採された立木について、更に、伐採欄にも記載すること。
3 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第 2 位にとどめ、第 3 位を四捨五入すること。
4 材積は、立方メートルを単位とし、小数第 1 位を四捨五入すること。
5 備考欄には、所轄税務署の名称及び所在地、立木の譲渡証明申請書の証明年月日並びに認定申告書の提出年月日を記載すること。
6 この申請書は、伐採時期の属する年の翌年 1 月末日までに提出すること。

(別記第 22 号様式)

依 頼 書

年 月 日

市町村長 様
(熊本県知事 様)

住所
認定請求者
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

私は、現在、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 70 条の 8 第 1 項から第 3 項の適用を受けており、今後もこの適用を受けたいので、今回認定請求を行いました森林経営計画が認定されましたら 4 月以内に下記の税務署あてに認定した旨を通知していただきたくお願いいたします。

記

通知をする税務署

通知をする税務署住所地

市町村長 様
(熊本県知事 様)

申請者住所
氏名
被相続人住所
氏名
相続開始年月日 年 月 日

租税特別措置法第 69 条の 5 の規定による特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例を受けたいので、下記について証明願います。

記

1 年 月 日付け認定番号第 号をもって認定された森林経営計画は、※ 年 月 日現在、有効である。

※ 相続税法第27条、第29条又は第31条第2項の規定による申告書の提出期限(特定計画山林相続人等が被相続人の相続開始の時から当該提出期限の前に死亡した場合は、その死亡の日。以下「申告期限」という。)を記載する。

2 上記 1 の森林経営計画対象森林に係る森林経営計画の新認定及び変更認定の状況（上記 1 の※に記載する日まで）は次のとおりである。

		認定請求 年月日	認定 年月日	認定 番号	認定森林所 有者等	経営計画面積 (㌠:ha)
相続開始直前の森林経営計画						
新認定 変更認定	第 1 回 (新・変更)					
	第 2 回 (新・変更)					
上記 1 の※に記載する 日において有効な計画						

3 上記 1 の森林経営計画対象森林について、相続開始の時から申告期限（上記 1 の※に記載する日）までの間に伐採した立木に係る森林法第 15 条の規定に基づく伐採等の届出は、次のとおり受理した。

所在場所	伐採時期	主伐・間伐別	伐採面積	届出年月日

(注) 共同の森林経営計画の場合、申請者が所有している森林について記載する。

4 その他参考となるべき事項

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

市町村長
(熊本県知事)

(注)

「4 その他参考となるべき事項」については、次に掲げる場合に、それぞれに定める事項を記載すること。

- 1 相続開始の時から申告期限までの間に森林経営計画の効力が中断した場合
相続開始の時から申告期限までの間に、相続開始時において認定の効力を有していた森林経営計画（以下「旧計画」という。）の終期が到来し、旧計画に引き続いて作成される森林経営計画（以下「新計画」という。）が認定されるまでの間、森林経営計画の効力が中断する場合であっても、特例適用者が森林経営計画に即して引き続き施業を行っていたものとして取り扱われるためには、旧計画の終期以前に新計画の認定請求を行っていることが必要であることから、特例適用者は、相続開始の時から申告期限までの間に旧計画の終期（年月日を記入）が到来したものの、その終期以前に新計画の認定の請求（認定の請求年月日を記入）を行っていた旨を記載すること。

- 2 森林法第13条に規定する森林経営計画の変更に関する通知を受けている場合
特例適用者は、相続開始の時から申告期限までの間において認定の効力を有する森林経営計画について、当該森林経営計画を変更すべき旨の通知（通知された年月日を記入）を受けている旨を記載すること。

(別記第 24 号様式)

年 月 日

市町村長 様
(熊本県知事 様)

申請者住所
氏名
特定贈与者住所
氏名

特定贈与者からの贈与があった年月日 年 月 日
相続開始年月日 年 月 日

租税特別措置法第 69 条の 5 の規定による特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例を受けたいので、森林経営計画の認定の状況に関する下記の事項について証明願います。

記

1 年 月 日付け認定番号第 号をもって認定された森林経営計画は、※年 月 日から 年 月 日までの間、有効である。

※ 証明願を提出したときに効力を有している森林経営計画の始期から終期までの期間を記入する。

ただし、贈与を受ける直前の森林経営計画に係る証明願にあつては、贈与のあった日から当該森林経営計画に引き続いて作成された森林経営計画の始期の前日までの期間を記入し、相続税法第 27 条、第 29 条又は第 31 条第 2 項の規定による申告書の提出期限(特定計画山林相続人等が特定贈与者の相続開始の時から当該提出期限の前に死亡した場合は、その死亡の日。以下「申告期限」という。)において有効な森林経営計画に係る証明願にあつては、当該森林経営計画の始期から申告期限までの期間をそれぞれ記入する。

2 上記 1 の期間における特定受贈森林経営計画対象山林に係る森林経営計画の新認定及び変更認定の状況は次のとおりである。

		認定請求 年月日	認定 年月日	認定 番号	認定森林 所有者等	経営計画面積 (単位:ha)
贈与を受ける直前の森林経営計画						
新認定 変更認定	第 1 回 (新・変更)					
	第 2 回 (新・変更)					
申告期限において有効な森林経営計画						

(注) 1 贈与を受ける直前の森林経営計画に係る証明願以外の証明願にあつては、「贈与を受ける直前の森林経営計画」欄に斜線を引くこと。

2 申告期限において有効な森林経営計画に係る証明願以外の証明願にあつては、「申告期限において有効な森林経営計画」欄に斜線を引くこと。

3 その他参考となるべき事項

上記のとおり相違ないことを証明する。

(熊本県知事 市町村長)

(注) 1 相続開始年月日については、被相続人に係る相続の開始があった日以降に提出する証明願において記載すること。

2 「3 その他参考となるべき事項」については、次に掲げる場合に、それぞれに定める事項を記載すること。

(1) 森林経営計画の効力が中断すると見込まれる場合

贈与の時から申告期限までの間に、特定受贈森林経営計画対象山林に係る森林経営計画（以下この項において「旧計画」という。）の終期が到来し、旧計画に引き続いて作成される森林経営計画（以下この項において「新計画」という。）が認定されるまでの間、森林経営計画の効力が中断する場合であっても、特例適用者が森林経営計画に即して引き続き施業を行っていたものとして取り扱われるためには、旧計画の終期以前に新計画の認定請求を行っていることが必要であることから、特例適用者は、証明願に係る旧計画の終期（年月日を記入）以前に新計画の認定の請求（認定の請求年月日を記入）を行っていた旨を記載すること。

(2) 森林法第13条に規定する森林経営計画の変更に関する通知を受けている場合
特例適用者は、特定受贈森林経営計画対象山林に係る森林経営計画について、当該森林経営計画を変更すべき旨の通知（通知された年月日を記入）を受けている旨を記載すること。

(別記第 25 号様式)

年 月 日

市町村長 様
(熊本県知事 様)

申請者住所

氏名

特定贈与者住所

氏名

特定贈与者からの贈与があった年月日 年 月 日

相続開始年月日 年 月 日

租税特別措置法第 69 条の 5 の規定による特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例を受けたいので、伐採等の届出の受理の状況に関する下記の事項について証明願います。

記

特定受贈森林経営計画対象山林に係る森林経営計画の対象とする森林について、※ 年 月 日から 年 月 日までの間に伐採した立木に係る森林法第 15 条の規定に基づく伐採等の届出は、次のとおり受理した。

所在場所	伐採時期	主伐・間伐別	伐採面積	届出年月日

※ 森林経営計画の伐採計画による伐採時期の期間とする。

ただし、特定贈与者からの贈与があった年に係る証明願にあつては、その贈与があった日が上記の期間の始期となり、相続税法第 27 条、第 29 条又は第 31 条第 2 項の規定による申告書の提出期限(特定計画山林相続人等が特定贈与者の相続開始の時から当該提出期限の前に死亡した場合は、その死亡の日。以下「申告期限」という。)を含む年に係る証明願にあつては、申告期限が上記の期間の終期となる。

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

市町村長
(熊本県知事)

- (注) 1 証明願については、上記の※の期間の終期から 30 日を経過する日以前に提出すること。
- 2 相続開始年月日については、被相続人に係る相続の開始があった日以降に提出する証明願において記載すること。
- 3 共同の森林経営計画の場合、申請者が所有している森林について記載すること。

(別記第 26 号様式)

森林経営計画認定通知書

第 号
年 月 日

税務署長 様

市町村長
(熊本県知事)

平成 年 月 日付け認定番号第 号をもって認定した下記の者が森林所有者である森林に係る森林経営計画(森林法施行規則第 13 条第 2 項第 3 号ハに規定する特定広葉樹育成施業森林に係るもの(当該特定広葉樹育成施業森林を対象とする部分に限る。))を除く。)について、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 4 項の規定に基づき通知します。

記

- 1 認定森林所有者の氏名
- 2 認定森林所有者の住所地
- 3 森林経営計画の計画期間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

(別記第 27 号様式)

包括承継の届出書

年 月 日

市町村長 様
(熊本県知事 様)

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

下記の森林につき包括承継をしたので、森林法第 17 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

- 1 被包括承継人の氏名及び住所
- 2 包括承継の原因
- 3 包括承継をした年月日
- 4 当該森林の所在場所及び面積